

収 支 計 算 の 手 引

(農業所得のある方用)

この「収支計算の手引」は、農業を営む方（青色申告をされる方を除く。）が収支計算に基づき農業所得を計算できるようポイントを絞って作成したものです。

「収支計算の手引」の内容や農業所得について、お分かりにならない点等がありましたら、税務署又は市町村の税務課にご相談ください。

- 消費税を含めた金額で経理（税込経理方式）することを前提として作成しています。
- 平成 22 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

平成 22 年 11 月

税 務 署

はじめに

1 農業所得の計算は収支計算で

所得金額の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算が原則です。

収支計算では、必要経費を項目（科目）ごとに分類して計算することになりますので、日ごろから領収書等を項目（科目）ごとに区分して保存するとともに、帳簿等への記帳も心がけてください。帳簿等へ記帳することにより、決算（申告）時の計算がスムーズに行えるほか、必要経費の計上漏れ等を防ぐこともできます。

2 青色申告をおすすめします

青色申告を行うと、一定の要件を満たした帳簿を備え付けて書類を保存することによって、所得税の計算を行う上で青色申告特別控除の適用や青色事業専従者給与の必要経費算入など、数多くの特典を受けることができます。

なお、青色申告をされる方は、青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。（その年の1月16日以降、新たに開業した方は開業の日から2ヶ月以内に申請すればよいこととなっています。）

3 ご利用ください「国税庁ホームページ」や「e-Tax」

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税、消費税の確定申告書や収支内訳書、青色申告決算書などを自宅等で作成することができます。

また、作成した申告書等のデータをそのまま「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」に送信することができます。

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、最高5,000円の税額控除が受けられます（平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回。）。

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

目 次

I 収 入 金 額 の 計 算

1	販売金額	1
2	家事消費・事業消費金額	1
3	雑収入	3
4	農産物の棚卸高	5

II 必 要 経 費 の 計 算

1	雇人費	6
2	小作料・賃借料	6
3	減価償却費	6
4	貸倒金	8
5	利子割引料	8
6	その他の経費	10

III 所 得 金 額 の 計 算

各年分の所得金額の計算	12
-------------	----

IV 参 考 資 料

1	減価償却資産の耐用年数	13
2	減価償却資産の償却率	15

I 収入金額の計算

1 販売金額

販売金額の計算は次のとおりです。

その年中の現金及び振込み等の入金額 - 前年期末の未収金残高 + 本年期末の未収金残高

(注) 1 販売金額は消費税込みの金額とし、農協・市場手数料などの出荷経費を相殺する前の金額を計上します。相殺された手数料などの金額は、各々の経費科目に振り分け 12 頁の各欄に計上します。

2 自主流通米の内金及び追加金は、入金となった年の収入（販売）金額に含めます。（「集荷円滑化対策」に基づく出荷により支払われる仮渡金も同様です。）

3 自主流通米の最終精算金は、精算が行われた年の雑収入に計上します。

《販売金額の計算例》

- ・ 本年分りんご販売金額（現金入金及び振込み入金） 650,000 円
- ・ 前年期末の未収金残高（本年入金分） 150,000 円
- ・ 本年期末の未収金残高（翌年入金分） 200,000 円
- ・ 本年分販売金額 = 650,000 円 - 150,000 円 + 200,000 円 = 700,000 円

2 家事消費・事業消費金額

(1) 家事消費金額

収穫した農産物を家事のために消費したり、親族等に贈答した場合には、その都度、家事消費として収入金額に含めます。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して計上することもできます。

(2) 事業消費金額

収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合（米の種もみなど）や農地の賃借料・雇人費等として現金に代えて農産物を支給した場合には、その都度、事業消費として収入金額に含めるとともに同額を必要経費に算入します。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して収入金額と必要経費に計上することもできます。

(3) 家事消費・事業消費金額の計算は次のとおりです。

イ 農産物を販売している場合の計算

農産物の販売金額 ÷ 販売数量 × 家事消費等の数量

(注) 家事（事業）消費金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額（裸値）です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

(農産物の販売金額 - 出荷経費) ÷ 販売数量 × 家事消費等の数量

《家事消費金額の計算例 1》

- ・ 玄米販売金額 1,200,000 円 (6,000kg) (販売金額に含まれる出荷経費はない)
- ・ 家事消費 240kg
- ・ 本年分家事消費金額 = 1,200,000 円 ÷ 6,000kg × 240kg = 48,000 円

《家事消費金額の計算例 2》

- ・ りんご販売金額 700,000 円 (2,600kg) (販売金額に含まれる出荷経費 50,000 円)
- ・ 家事消費 100kg
- ・ 本年分家事消費金額 = (700,000 円 - 50,000 円) ÷ 2,600kg × 100kg = 25,000 円

ロ 農産物を販売していない場合の計算

市場の平均価格や米の仮渡金価格などを参考にして求めた単価 × 家事消費等の数量

販売金額

農産物の種類		金 額			(円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
					玄米 1,200,000
					りんご 700,000
小 計	①				1,900,000

家事消費・事業消費金額

農産物の種類等		金 額			(kg・円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
		kg	kg	kg	240kg 玄米 48,000
		kg	kg	kg	100kg りんご 25,000
		kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg
小 計	②				73,000

3 雑収入

補助金等は、原則として交付を受ける日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。

なお、主な補助金等の取扱いはおおの通りです。

（このほかの補助金等の具体的な課税関係については、税務署、市町村又は補助金等の交付（支払）機関等にお尋ねください。）

（1）水田農業構造改革交付金

支払の通知を受けた金額を、支払の通知を受けた日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。

（2）指定野菜価格安定対策事業生産者補給金

交付を受けることとなった金額を交付を受けることとなった日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。

なお、拠出金については「交付を受けることとなった日」の属する年分の必要経費に算入します。（拠出金を支払った時点では「積立金」として経理しますので、必要経費にはなりません。）

（3）特定野菜等供給産地育成価格差補給金

交付を受けることとなった金額を交付を受けることとなった日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。

なお、拠出金については「交付を受けることとなった日」の属する年分の必要経費に算入します。（拠出金を支払った時点では「積立金」として経理しますので、必要経費にはなりません。）

（4）集荷円滑化対策（過剰米対策）

「生産者支援金」は、通知を受けた金額を農業所得の雑収入に計上します。

（「集荷円滑化対策」に基づく出荷により支払われる「仮渡金」は、販売金額に含まれます。）

なお、平成18年度以降の拠出金（平成18年4月1日以降に支払うもの）については、返還額の通知（清算の通知）を受けた年に、拠出金からその返還額を差し引いた差額が必要経費になります。（拠出金を支払った時点では「積立金」として経理しますので、必要経費にはなりません。）

●次のような収入についても農業所得の雑収入となります。

収入の内容	収入金額の計上時期
わら、もみ殻など副産物の販売収入	販売した日の収入金額
農作業受託手数料	引渡しを要するものは引渡しの日、引渡しを要しないものは仕事の完成した日の収入金額
自主流通米や加工用米の精算金	通知があった日の収入金額 (注) 出荷経費を相殺する前の金額になります。
野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金	被害を受けた農産物の収穫期の属する年
出荷奨励金、価格差補給金、野菜供給安定基金等の補助金等	交付を受ける日の属する年分の収入金額
農協の事業分量分配金	通知があった日の収入金額

雑収入

種 類	金 額			(円)
	年 分	年 分	年 分	記 載 例
				出荷奨励金 80,000
				受取共済金 300,000
				米追加金 20,000
小 計	③			400,000

●次のような収入は農業所得の収入金額となりません。

収入の内容	区分される所得等
農協等から受け取る出資配当金	配当所得の収入金額となります。
小作契約に基づく収入	不動産所得の収入金額となります。 ただし、委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります。
農業用資産の譲渡収入	譲渡所得の収入金額となります。
建物更生共済の満期共済金	一時所得の収入金額となります。
農業用固定資産の取得に伴い受け取る国庫補助金等	収入金額となりません。 ただし、減価償却費等の計算上、資産の取得価額から控除されます。（詳しくは税務署にお尋ねください。）
電柱の敷地料等	不動産所得の収入金額となります。
生命共済や傷害共済など自己の身体の傷害に基因して受け取る共済金	課税されません。
火災・震災等による建物や機械の損壊に対して受け取る共済金	課税されません。 ただし、資産損失の計算上、資産の損失額から控除されます。（詳しくは税務署にお尋ねください。）

4 農産物の棚卸高

12月31日現在で所有している農産物について実地に棚卸しを行い、その金額を計算します。

ただし、「野菜等の生鮮な農産物」や「米麦等の穀物以外の農産物で棚卸数量がわずかなもの」については、棚卸しを省略しても差し支えありません。

農産物の棚卸高の計算は次のとおりです。

(1) 期末の農産物の棚卸数量の把握

収穫した農産物で12月31日現在、販売されずに残っている農産物の数量を把握します。

(2) 期末の農産物の棚卸金額の計算

農産物の販売金額 ÷ 販売数量 × 期末在庫の数量

(注) 棚卸金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額(裸値)です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

(農産物の販売金額 - 出荷経費) ÷ 販売数量 × 期末在庫の数量

《農産物の棚卸高の計算例1》

- ・ 玄米販売金額 1,200,000円(6,000kg) (販売金額に含まれる出荷経費はない)
- ・ 本年期末在庫 400kg
- ・ 本年分期末棚卸金額 = $1,200,000 \div 6,000\text{kg} \times 400\text{kg} = 80,000\text{円}$

《農産物の棚卸高の計算例2》

- ・ りんご販売金額 700,000円(2,600kg) (販売金額に含まれる出荷経費 50,000円)
- ・ 本年期末在庫 400kg
- ・ 本年分家事消費金額 = $(700,000\text{円} - 50,000\text{円}) \div 2,600\text{kg} \times 400\text{kg} = 100,000\text{円}$

農産物の棚卸高

種 類	金 額				(kg・円)
	年末現在	年末現在	年末現在	年末現在	記 載 例
	kg	kg	kg	kg	400kg 玄米 80,000
	kg	kg	kg	kg	400kg りんご 100,000
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
	kg	kg	kg	kg	kg
小 計	⑤				
	⑥				180,000

Ⅱ 必要経費の計算

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは、農業経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。

なお、租税公課や動力光熱費などは、農業部分と家事部分とに区分（按分）し、農業部分を必要経費として計上します。

1 雇人費

農産物の生産や販売のため、雇人へ支払う給与・賃金（現金に代えて農産物で支給したものを含む。）のほか、食事や被服などの現物で支給した費用なども計上します。

（注）生計を一にする家族へ支払った給与・賃金は必要経費になりません。

2 小作料・賃借料

小作料、農業用の土地・建物の借用料、農具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料金などの費用を計上します。

（注）生計を一にする家族へ支払った土地・建物の借用料は必要経費になりません。

3 減価償却費

農業用の建物、建物付属設備、構築物、車輛運搬具、農機具、農業用の牛馬・果樹（育成中の牛馬・果樹は除きます。）等のうち、1台、1個、1組又は1揃いの取得価額又は成熟価額が10万円以上で、その使用（収穫）可能期間が1年以上のものを減価償却資産といいます。

主な減価償却資産の耐用年数等については、13～14頁を参照してください。

（1）減価償却資産の計算方法

減価償却資産の計算方法は、主なものとして「定額法」と「定率法」があり、原則として「定額法」により計算します。「定率法」での減価償却費の計算方法を選択する場合には「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書（変更承認申請書）」を税務署へ提出する必要があります。

なお、取得した減価償却資産の取得時期が平成19年3月31日以前か平成19年4月1日以後かにより計算方法が異なりますのでご注意ください。

ここでは「定額法」による減価償却費の計算方法について記載していますので、「定率法」による減価償却費の計算を選択する場合は最寄りの税務署にお尋ねください。

【定額法による計算方法】

	19.3.31以前に取得した場合	19.4.1以降に取得した場合
	※3（償却可能限度額に達するまで）	（未償却残高が1円になるまで）
計算方法	$\text{※1} \quad \frac{\text{償却の基礎になる金額} \times \text{償却率}}{\frac{\text{使用月数}}{12}} \times \text{事業専用割合}$	$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{事業専用割合}$
※3 償却可能限度額に達した年分の翌年以降	$\left(\text{取得価額} - \frac{\text{取得価額の95\%}}{5} \right)$	

※1 「償却の基礎になる金額」は、 $\text{取得価額} - (\text{取得価額} \times \text{残存割合})$ で計算します。

「残存割合」は、減価償却資産の取得価額の10%になります。

生物については、下記の「生物の残存割合」で示す割合となります。（牛については、「取得価額×生物の残存割合」で算出した金額と10万円のいずれか少ないほうの金額を取得価額から差し引いて「償却の基礎となる金額」を計算します。）なお、この償却方法を「旧定額法」といいます。

※2 「償却率」は15頁に記載しています。

※3 「償却可能限度額」は、減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達するまでをいいます。

【生物の残存割合】

・繁殖用の乳用牛 20% ・種付用の乳用牛 10% ・豚 30% ・果樹その他の植物 5%

① 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却費の計算

(イ) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産は、取得価額の 5 % (「償却可能限度額」といいます。) になるまで下記「計算①」の算式で計算した金額を必要経費に算入します。

$$\text{計算①} \\ \text{減価償却費の額} = \text{償却の基礎になる金額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{事業専用割合}$$

《減価償却費計算例 1 (生物以外の減価償却資産の場合)》

取得価額：1,000,000 円 (農業用井戸)

取得年月日：平成 19 年 3 月 10 日 (使用月数 12 ヶ月)

耐用年数：10 年、償却率：0.100、残存割合：10%、事業専用割合：100%

$$\text{減価償却費の額} \quad (1,000,000 - (1,000,000 \times 10\%)) \times 0.100 \times 12/12 \times 100\% = 90,000$$

《減価償却費計算例 2 (生物の減価償却資産の場合)》

取得価額：450,000 円 (繁殖用の乳用牛)

取得年月日：平成 19 年 1 月 15 日 (使用月数 12 ヶ月)

耐用年数：4 年、償却率：0.250、生物の残存割合：20%、事業専用割合：100%

$$\text{減価償却費の額} \quad (450,000 - (450,000 \times 20\%)) \times 0.250 \times 100\% \times 12/12 = 90,000 \text{ 円}$$

(ロ) 前年末までに減価償却費の累計額が取得価額の 95%相当額に達した場合には、その達した年分の翌年以後 5 年間に於いて、下記「計算②」の算式で計算した金額を減価償却資産として償却を行い 1 円 (備忘価額) まで償却します。

なお、償却可能限度額に達した後 5 年間に於いて均等償却を行う場合は、摘要欄に「均等償却」と記入します。

$$\text{計算②} \\ \text{減価償却費の額} = \left(\text{取得価額} - \text{取得価額の 95\%} - 1 \right) \div 5$$

《減価償却費計算例 3》

取得価額：1,000,000 円 (H20.12.31 現在 未償却残高 50,000 円) (トラクター)

取得年月日：平成 10 年 4 月 1 日 (使用月数 12 ヶ月)

耐用年数：10 年、償却率：0.100、残存割合：10% 事業専用割合：100%

減価償却費の額

$$\cdot \text{H21} \sim 24 \text{ 年} \quad (1,000,000 - (1,000,000 \times 0.95) - 1) \div 5 = 9,999.8 \rightarrow 10,000$$

$$\cdot \text{H25 年} \quad ((1,000,000 - (1,000,000 \times 0.95) - 1) \div 5) - 1 = 9,999$$

② 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却費の計算

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産は、「償却可能限度額」及び「残存割合」が廃止され、耐用年数経過時点に 1 円 (備忘価額) になるまで償却できるようになりました。

$$\text{計算③} \\ \text{減価償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{事業専用割合}$$

《減価償却費計算例 4》

取得価額：1,000,000 円 (ぶどう樹 (温室ぶどう))

取得年月日：平成 20 年 4 月 1 日 (使用月数 12 ヶ月)

耐用年数：12 年、償却率：0.084、事業専用割合：100%

$$\text{減価償却費の額} \quad 1,000,000 \times 0.084 \times 12/12 \times 100\% = 84,000$$

(2) 法定耐用年数及び資産区分の見直し

平成 20 年度税制改正において、法定耐用年数について機械及び装置を中心に資産区分が整理されるとともに法定耐用年数が見直され、平成 21 年分の所得税から適用されています。

したがって、減価償却の額は、平成 20 年以前に取得した減価償却資産を含み、新しい法定耐用年数による償却率により計算します。

なお、主な減価償却資産の耐用年数等については、13～14 頁を参照してください。

(3) 取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産

取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後 3 年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の 3 分の 1 の金額を必要経費に算入することができます。

なお、この適用を受ける場合は、収支内訳書の減価償却費の計算の「減価償却資産の名称等」欄に「一括償却資産」と記載します。

$$\text{計算④} \\ \text{減価償却費の額} = \text{取得価額} \div 3$$

《減価償却費計算例 5》

取得価額：減価償却資産 A 150,000 円、減価償却資産 B 180,000 円

取得年月日：減価償却資産 A 平成 22 年 3 月 31 日（使用月数 10 ヶ月）

減価償却資産 B 平成 22 年 9 月 15 日（使用月数 4 ヶ月）

耐用年数：10 年、償却率：0.100、残存割合：10% 事業専用割合：100%

減価償却費の額 $(150,000 + 180,000) \div 3 = 110,000$

4 貸倒金

取引先などの資力喪失のため回収不能となった場合の売掛金、未収入金など事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失を計上します。

5 利子割引料

農業用資金の借入金利子や農業用資産の割賦買入による支払利子、受取手形の割引料などを記入します。

(注)元本の返済分は必要経費となりません。

雇人費など

科 目		金 額			(円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
雇 人 費	⑧				60,000
小作料・賃借料	⑨				
減価償却費	⑩				
貸 倒 金	⑪				
利子割引料	⑫				

減価償却費の計算

名 称	取得年月		取得価額	償却の基礎 になる金額	耐用 年数	償却率	本年中の 償却期間	事業 割合	本年分の必要 経費算入額
	年	月	円	円	年		月	%	円
農業用井戸	19	3	1,000,000	900,000	10	0.100	12 /12	100	90,000
繁殖用乳用牛	19	1	450,000	360,000	12	0.250	12 /12	100	90,000
ぶどう樹 (温室ぶどう)	20	4	1,000,000	1,000,000	12	0.084	12 /12	100	84,000
一括償却資産 (複数ある場合、 合計額を記載)	21	—	330,000	330,000	1/3		— /12	100	110,000
トラクター (均等償却)	9	4	1,000,000	50,000			12 /12	100	10,000
							/12		
									384,000

(注) 計算が困難な場合には、取得年月日・取得価額を確認の上、税務署または市町村にお尋ねください。

6 その他の経費

農業所得に関する支出について、次の科目に振り分けて記入します。

(注) 以下の①～⑫の表示は「収支内訳書(農業所得用)」の「科目」欄の表示に対応しています。

① 租税公課

土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など
(消費税の課税事業者の方は消費税(地方消費税)の納税額)

《農業部分と家事部分の按分計算例1》

- ・ 固定資産税 農地 35,000 円 宅地 60,000 円(農業使用割合 30%)
- ・ 自動車税 39,500 円(農業使用割合 50%)
- ・ 本年分必要経費の金額 = $35,000 + (60,000 \times 30\%) + (39,500 \times 50\%) = 72,750$ 円

㊦ 種苗費

種子、苗などの購入費

㊧ 肥料費

化学肥料や堆肥用わらなどの購入費

㊨ 農具費

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費

㊩ 農薬・衛生費

農薬の購入費、共同防除の負担金など

㊪ 諸材料費

ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費

㊫ 修繕費

農機具、農業用の建物・車両などの修理に要した費用

㊬ 動力光熱費

水道料、電気料、灯油やガソリン代などの燃料費

《農業部分と家事部分の按分計算例2》

- ・ 動力電力料 80,000 円
- ・ 電気料 120,000 円(農業使用割合 30%)
- ・ ガソリン 40,000 円(農業使用割合 50%)
- ・ 本年分必要経費の金額 = $80,000 + (120,000 \times 30\%) + (40,000 \times 50\%) = 136,000$ 円

㊭ 作業用衣料費

作業服代、長靴、手袋代などの購入費

㊮ 農業共済掛金

水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料

(注) 建物更生共済や長期火災保険の満期返戻金の支払に充てられる積立保険料の部分を除きます。

㊯ 荷造運賃手数料

農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、出荷の際の包装費

㊰ 土地改良費

土地改良区・水利組合の負担金のうち維持管理費の部分

㊱ 雑費

研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など上記に分類できない経費

その他の経費

科 目		金 額			(円)
		年 分	年 分	年 分	記 載 例
租 税 公 課	㉑				72,750
種 苗 費	㉒				84,000
肥 料 費	㉓				76,800
農 具 費	㉔				55,500
農薬・衛生費	㉕				96,100
諸 材 料 費	㉖				156,200
修 繕 費	㉗				50,400
動 力 光 熱 費	㉘				136,000
作業用衣料費	㉙				15,000
農業共済掛金	㉚				14,400
荷造運賃手数料	㉛				50,000
土 地 改 良 費	㉜				10,000
抛 出 金	㉝				拠出金(集荷円滑化対策など) 102,000
	㉞				
	㉟				
	㊱				
雑 費	㊲				15,000
小 計 (㉑～㊲の計)	㊳				934,150

- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、上記金額を『収支内訳書』の各欄に転記してください。
(「科目」欄の㉑～㊲及び㊳の表示は、収支内訳書の「科目」欄の表示に対応しています。)
- ・ 農産物以外の棚卸や育成費用がある方は、税務署又は市町村にお尋ねください。

Ⅲ 所得金額の計算

科 目			金 額			(円)
			年 分	年 分	年 分	記 載 例
収 入 金 額	販 売 金 額	①				1,900,000
	家事消費 金額 事業消費	②				73,000
	雑 収 入	③				400,000
	小 計 (①+②+③)	④				2,373,000
	農産物の	期首	⑤			前年の期末棚卸高 175,000
	棚 卸 高	期末	⑥			180,000
	収入金額計 (④-⑤+⑥)	⑦				2,378,000
必 要 経 費	雇 人 費	⑧				60,000
	小作料・賃借料	⑨				
	減価償却費	⑩				384,000
	貸 倒 金	⑪				
	利子割引料	⑫				
	その他の経費	⑬				934,150
	必要経費計 (⑧~⑬までの計)	⑭				1,378,150
専従者控除前の所得金額 (⑦-⑭)		⑮				999,850
専 従 者 控 除		⑯				
所 得 金 額 (⑮-⑯)		⑰				999,850

- ・ 所得税の確定申告書を提出される方は、上記金額(⑬については、11頁の④~⑬の計を記入します。)を『収支内訳書』の各欄に転記してください。
- ・ 住民税申告書を提出される方は、申告書などの対応する部分に転記してください。

IV 参考資料

主な減価償却資産の耐用年数及び償却率（「定額法」によるもの）及び耐用年数は下の表のとおりです。下の表に掲載されていない場合や、どれに該当するか判断できない場合など、ご不明な点等がある場合は税務署にお尋ねください。

1 減価償却資産の耐用年数

○建物（別表第一）

構造又は用途		細目	耐用年数	構造又は用途		細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造		住宅用等	47年	木造・合成樹脂造		店舗用、住宅用等	22年
		店舗用	39年			車庫用、格納庫用	17年
		車庫用、格納庫用	38年			作業場、倉庫用	15年
		作業場、倉庫用	38年			店舗用、住宅用等	20年
金属造	骨格材の肉厚（4mmを超えるもの）	店舗用、住宅用等	34年	木骨・モルタル造		車庫用、格納庫用	15年
		車庫用、格納庫用	31年			作業場、倉庫用	14年
		作業場、倉庫用	31年				
	〃（3mmを超え4mm以下）	店舗用、住宅用等	27年				
		車庫用、格納庫用	25年				
		作業場、倉庫用	24年				
	〃（3mm以下）	店舗用、住宅用等	19年				
		車庫用、格納庫用	19年				
		作業場、倉庫用	17年				

○構築物（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数	
		H20まで	H21～
農林業のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造の構築物	○果樹又はホップ柵、斜降索道設備及び牧さく（電気牧さくを含む。） ○その他のもの	17年 14年 20年 17年
	主として金属造の構築物	○斜降索道設備 ○その他のもの	13年 14年 15年
	主として木造の構築物		5年 5年
	土管を主とした構築物		10年 10年
	その他の構築物		8年 8年

○車両及び運搬具他（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数	細目	耐用年数
特殊自動車、運送事業用など以外のもの	自動車（二輪車又は三輪自動車を除く。）		フォークリフト	4年
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）	4年	トロッキ	
	その他のもの		金属製のもの	5年
	貨物自動車		その他のもの	3年
	ダンプ式のもの	4年	その他のもの	
	その他のもの	5年	自走能力を有するもの	7年
	その他のもの	6年	その他のもの	4年
	二輪自動車又は三輪自動車	3年		
	自転車	2年		

○器具及び備品（別表第一）

構造又は用途	細目	耐用年数	
		H20まで	H21～
2 事務機器及び通信機器	電子計算機		
	パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く）	4年	4年
	その他	5年	5年
11 前掲のもの以外のもの	きこの栽培用ほだ木		
	（生いたけ栽培用のもの）…H20まで旧別表第七	2年	3年
	（その他のもの）…〃	4年	

○機械及び装置（別表第二）

番号	設備の種類	細目	耐用年数
25	農業用設備		H21～ 7年
(改正前)			H20まで
【旧別表第二】			
322	蚕種製造設備	○ 人工ふ化設備 ○ その他の設備	8年 10年
368	種苗花き園芸設備		10年
【旧別表第七】			
電動機			10年
内燃機関ボイラー及びポンプ			8年
トラクター			5年 8年
耕うん整地用機具			5年
耕土造成改良用機具			5年
栽培管理用機具			5年
防除用機具			5年
穀類収穫調整用機具			5年 8年
飼料作物収穫調整用機具			5年 8年
果樹、野菜、又は花き収穫調整用機具			5年 8年
その他の農作物収穫調整用機具			5年 8年
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。)			5年 8年
家畜飼養管理用機具			5年 8年
養蚕用機具			5年 8年
運搬用機具			4年
その他の機具			10年 5年

○生物（別表第四）

構造・用途	細目	耐用年数		構造・用途	細目	耐用年数	
		H20まで	H21～			H20まで	H21～
牛	繁殖用			ぶどう樹	温室ぶどう	10年	12年
	役肉用牛	5年	6年		その他	12年	15年
	乳用牛	4年	4年	なし樹		20年	26年
	種付用	4年	4年	桃 樹		12年	15年
	その他用	6年	6年	桜桃樹		20年	21年
豚		3年	3年	くり樹		25年	25年
綿羊及びやぎ	種付用	3年	4年	梅樹		25年	25年
	その他用	5年	6年	かき樹		35年	36年
りんご樹	わい化	20年	20年	キウイフルーツ樹		—	22年
	その他	29年	29年	ブルーベリー樹		—	25年
				茶樹		35年	34年

2 減価償却資産の償却率（定額法）

耐用 年数	平成 19 年 4 月 1 日 以後取得	平成 19 年 3 月 31 日 以前取得	耐用 年数	平成 19 年 4 月 1 日 以後取得	平成 19 年 3 月 31 日 以前取得
2	0.500	0.500	27	0.038	0.037
3	0.334	0.333	28	0.036	0.036
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034
6	0.167	0.166	31	0.033	0.033
7	0.143	0.142	32	0.032	0.032
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031
9	0.112	0.111	34	0.030	0.030
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029
11	0.091	0.090	36	0.028	0.028
12	0.084	0.083	37	0.028	0.027
13	0.077	0.076	38	0.027	0.027
14	0.072	0.071	39	0.026	0.026
15	0.067	0.066	40	0.025	0.025
16	0.063	0.062	41	0.025	0.025
17	0.059	0.058	42	0.024	0.024
18	0.056	0.055	43	0.024	0.024
19	0.053	0.052	44	0.023	0.023
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020
26	0.039	0.039	51	0.020	0.020

メ モ